

「新しい自己資本比率規制の見直し後の規制案に対する意見募集の実施について」への意見一覧

(監督上の検証)

番号	条文	意見の概要	回 答
1	監督上の検証プロセスについて	「第2の柱」について、当局は何らかのガイダンスを用意する予定があるのか、それは何時頃であるのか示して頂きたい。 またそうしたガイダンスと銀行のリスク管理のあり方に相違がある場合は、急激な変更が内部のインフラや対顧客・对市场との関係に影響が発生するケースにおいては、十分な移行期間を設けて頂きたい。	当局としても「第2の柱」について、監督指針等によるガイダンスは必要と考えているところですが、公表の時期については現在のところお示しすることはできません。 なお、移行期間等については、今後検討される「第2の柱」の監督内容に照らして、その設置の是非を含めて検討していきたいと考えています。
2	アウトライヤー銀行について	「アウトライヤー銀行に該当したからといって自動的に自己資本の賦課が求められるものではない。」とあるが、アウトライヤー銀行に該当しただけでは、早期是正措置の発動はないという理解でよいか。	早期是正措置の適用対象は、「第1の柱」(自己資本比率告示)により算出される自己資本比率に基づいて判断されるものであり、「第2の柱」のアウトライヤー銀行に該当したことを直接的な理由として早期是正措置の適用対象となることはありません。

(開 示)

番号	条文	意見の概要	回 答
1	全般	平成16年10月28日「新しい自己資本比率規制における『第3の柱』の取扱い(案)について」が公表されており、その2において「協同組織金融機関の半期開示を行う努力規定を新たに設ける。」とあったが、努力規定の位置づけであることの方針は変更ないか。	方針に変更はありません。
2	半期毎の開示事項4(8)③	リテールエクスポージャーにおいては基礎的内部格付手法、先進的内部格付手法の区分はないので表現は適切でない。	御指摘を踏まえ、修正致します。
3	半期毎の開示事項4(9)、(10)	エクスポージャーごとの推計値と実績の比較、要因分析の開示はグローバルな検討状況を踏まえつつ、徒に市場をミスリードするような結果にならないように配慮頂きたい。	エクスポージャーごとの推計値と実績値の比較については、単に数字を開示するに留まらず、推計値と実績値とのかい差について、その要因を分析し開示することとしています。的確に要因を分析し開示するのであれば、市場をミスリードするような結果にならないものと考えています。